最終更新日：2016年4月12日
三井化学株式会社
代表取締役社長　淡輪　敏
問合せ先：03-6253-2225
証券コード：4183
http://jp.mitsuichem.com

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

三井化学グループは、「経営ビジョン」（企業理念及び目指すべき企業グループ像）の実現に向けた事業活動を行う中で、実効的なコーポレートガバナンスの実現のための取組みを実施することにより、
1.株主をはじめとした当社グループの様々なステークホルダーとの信頼関係を維持・発展させること
2.透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行える体制を構築すること
等を通して、当社グループの持続可能な成長と中長期的な企業価値向上が実現できるものと認識しております。
したがって、当社は、コーポレートガバナンスの充実を、経営の最重要課題のひとつであると位置付けており、その実現に向けた取り組みを継続してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則に対応しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方や方針等については、「コーポレートガバナンス・ガイドライン（以下「ガイドライン」）」としてとりまとめ、当社ホームページに公表しています（URL:http://jp.mitsuichem.com/corporate/governance.htm）のでこちらもご参照下さい。

（原則1-4：株式の政策保有に関する方針）
1.当社は、取引先との関係の構築・強化や業務提携等の観点から、当社の中長期的な企業価値の向上に資すると判断される場合、当該取引先等の株式を取得・保有します。
2.保有株式の議決権の行使については、当社の保有目的に資するものであるか、株主価値を毀損するものではないか等を総合的に勘案しながら、適切に行使していくものとします。

（原則1-7：関連当事者間の取引）
当社は、当社取締役との取引又は利益相反取引については、あらかじめ取締役会で審議したうえで実行し、事後、結果を取締役会に報告することとしています。また、主要株主や関係会社等関連当事者との取引については、第三者との取引と同様、価格等の取引条件の合理性等を審査したうえで、社内規則に基づいた承認手続きを実施し、内部統制室により定期的に監査するものとしています。

（原則3-1：情報開示の充実）
1.会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画
当社の経営ビジョンは次のとおりです。
【企業理念】
地球環境との調和の中で、材料・物質の革新と創出を通して高品質の製品とサービスを顧客に提供し、もって広く社会に貢献する。
[社会貢献]
・人類福祉の増進　・株主への貢献　・顧客満足の増大
・地域社会への貢献　・従業員の幸福と自己実現
【目指すべき企業グループ像】
絶えず革新による成長を追求し、グローバルに存在感のある企業グループ
また、当社は、2014年度を初年度とする中期経営計画を策定しており、その詳細については、当社ホームページにて公表しております。
（URL:http://jp.mitsuichem.com/corporate/vision/customers/index.htm）
2.本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と方針については、ガイドラインに記載のとおりです。
3.取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
(1)当社取締役（社外取締役を除く）の報酬の決定にあたっては、次の事項を基本方針としております。
a)経営委任の対価として適切であり、当社グループの成長と業績向上に結びつくものであること。
b)会社業績、個人業績との連動性を考慮した仕組みであること。
c)上位職ほど企業の中長期的成長への貢献要素を反映したものであること。
d)株主等に対し、説明責任を十分に果たすことが可能で、透明性が確保されていること。
(2)当社取締役（社外取締役を除く）の報酬は、月例報酬（定額）と賞与により構成しております。また、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するよう、報酬に占める賞与の割合を適切に設定することとしております。
(3)社外取締役及び監査役の報酬は、月例報酬（定額）のみで構成し、報酬の水準は、第三者による国内企業経営者の報酬に関する調査等を活用し、設定することとしております。
(4)当社は、役員報酬水準の妥当性及び業績評価の透明性を確保する観点から、取締役会の諮問機関である「役員報酬諮問委員会」を設置しております。役員報酬諮問委員会は、社長を委員長とし、代表取締役と社外有識者とで構成しております。
(5)当社の役員報酬は、役員報酬諮問委員会に諮問した後に、取締役会で決定することとしております。
4.取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うにあたっての方針と手続
社長と社外役員との会合を年１回開催し、役員の育成方針等について意見交換を行います。その上で社長は、意見交換の結果や、役員選任基準を勘案して候補者案を作成し、取締役会で決議します。なお、監査役候補者については、監査役会の同意を得た上で取締役会で決議しま

す。(役員選任基準の詳細につきましてはガイドラインをご参照下さい。)
5.取締役会が上記4.を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
当社の取締役及び監査役の選任基準は、ガイドライン記載のとおりです。また、取締役・監査役候補者の各々の略歴については、株主総会招集通知および有価証券報告書に記載しています。加えて、社外取締役及び社外監査役の選任理由については、それぞれ、後記「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」に記載のとおりです。

(補充原則4-1(1):経営陣への委任の範囲)
会社法や定款の規定で取締役会決議を要する事項以外の、経営に関する重要な事項については、取締役会規則及び決裁規則等で、金額等具体的基準を設けて決裁権限を委譲しており、意思決定のスピードアップを図っております。

(原則4-9:独立社外取締役の独立性判断基準及び資質)
独立社外役員の独立性判断基準につきましては、ガイドラインに記載しております。

(補充原則4-11(1):取締役会全体としての能力、多様性の考え方)
1.当社取締役の員数は、定款規定の15名以下の範囲内で、執行役員への権限委譲の状況等に鑑みて、事業の拡大等に対応した意思決定の迅速化の観点から、都度、適切な規模を決定するものとします。また、社外の企業経営者、学識経験者、法曹関係者等豊富な経験及び見識を有する者による意見を当社の経営方針に適切に反映させ、取締役の業務執行に対する監督の実効性を高めるため、独立社外取締役を複数名選定することを基本とします。
2.事業内容の特性に鑑み、業務執行取締役は、性別・国籍等を問わず、経営企画、事業、生産・技術、研究・開発、経理・財務、総務・人事・法務等の各業務経験者をバランス良く選定するものとします。

(補充原則4-11(2):取締役・監査役の兼任状況)
当社役員の他上場会社社外役員の兼務状況については、本年の株主総会招集通知から開示しております。現在、鈴木取締役、黒田取締役、関根監査役、西尾監査役、岩淵監査役が、他の上場会社の社外役員を兼務しておりますが、いずれも、当社を含めて3社以内であり、当社役員としての役割・責務を適切に果たせないレベルではないと判断しております。

(補充原則4-11(3):取締役会全体の実効性についての分析・自己評価)
当社は、ガイドライン第4章　第1節「3.取締役会の体制及び運営」の(4)に定めるとおり、毎年、各取締役の自己評価等の方法により、取締役会全体の実効性について分析・評価を行うこととしております。
2015年度においては、2016年2月中旬に全取締役、監査役に対してアンケート調査を実施し、その結果を基にして3月中旬に行われた社外役員のみの会合における議論の内容とともに、3月末の取締役会に報告し、今後の課題や方策につき議論を行いました。
その結果、当社の取締役会においては、審議に必要な情報が事前に適切に提供されていること、及び、各社外役員より独立した立場からの意見が出され、活発な議論が行われていることが確認されました。一方で、取締役会の監督機能の一層の強化のため、戦略や会社の方向性といった中長期的な経営課題に関する議論を更に充実させていくことが課題であること、また、その実現に向けて、取締役会での決議/報告事項の基準や審議のプロセスの見直し等が必要であることを確認・共有しました。
当社は、本実効性評価を踏まえ、当社取締役会の監督機能を高めるべく必要な施策を適宜検討・実施してまいります。

(補充原則4-14(2):取締役・監査役のトレーニング)
1.当社は、新任社外役員に対し、就任前の当社事業説明や、当社事業所見学会等の当社事業への理解を深める機会を提供し、また、在任中にも必要に応じ、同様のトレーニングの機会を提供しております。
2.新任社内役員に対しては、取締役・監査役に求められる役割と責務を十分に理解できる機会を提供し、また、在任中にこれらの継続的な更新を目的に、個々の役員に応じたトレーニングの機会の提供・斡旋やその費用の支援を行うこととしております。

(原則5-1:株主との建設的な対話に関する方針)
1.当社グループは、株主等との建設的な対話を重視し、経営トップを始めとした経営陣幹部を中心に様々な機会を通じて対話を持つように努めております。これらの対話を通じて、当社グループの経営戦略や経営計画にかかる理解を得る努力を行うとともに、株主等の声を傾聴し、また真摯に受け止め、資本提供者の目線からの経営分析や意見を吸収及び反映し、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上につなげてまいります。
2.当社グループは、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資する建設的な対話を目的とする株主等からの面談の申し込みに対し、その面談の目的も踏まえ、合理的な範囲で、経営陣幹部や役員が対応することとしております。
3.当社グループは、IR、総務・法務部、経理部を担当する役員が、株主等との対話を全般的に統括する役割を担うものとしております。また、関係するIR、経営企画、総務・法務、経理の部門においては、一部部員の相互兼務や定期的な情報共有等を通じ、有機的な連携を図ってまいります。
4.また、アナリスト・機関投資家向け説明会、個人投資家向け説明会、事業説明会、施設見学会、海外IR等の機会を積極的に設け充実を図るとともに、株主等との対話で把握した意見・懸念については、速やかに経営トップをはじめとする社内関係部門にフィードバックを行います。
5.当社グループでは、インサイダー取引管理規則、会社情報管理規則に基づき、対話におけるインサイダー情報の漏えい防止に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	73,291,000	7.17
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	64,910,000	6.35
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(三井住友信託銀行再信託分・東レ株式会社退職給付信託口)	37,425,000	3.66
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	24,969,000	2.44
株式会社三井住友銀行	21,946,663	2.14
野村信託銀行株式会社(投信口)	18,451,000	1.80

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口９）	18,148,000	1.77
THE BANK OF NEW YORK MELLON SA/NV 10	17,503,729	1.71
三井物産株式会社	17,370,500	1.69
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（三井住友信託銀行再信託分・三井物産株式会社退職給付信託口）	17,370,000	1.69

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	化学
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	100社以上300社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
鈴木　芳夫	弁護士											
黒田　由貴子	他の会社の出身者								○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鈴木　芳夫	○	鈴木氏は、当社との間に特別の利害関係はありません。	<当該社外取締役を選任している理由> 鈴木氏は、長く検察庁及び法務省に勤務し、専門の知識を有しています。同氏の法曹界及び他社の社外役員での豊富な経験をもとに、当社のコンプライアンス推進に有益な助言をいただけるものとして、社外取締役に適任であると考えております。 <独立役員に指定した理由> 同氏は、「上場管理等に関するガイドライン」に定める、独立役員届出に際して参照すべき「企業行動規範の違反に係る判断基準(独立性基準)」の各項目に抵触しておらず、当社ガイドライン別紙「独立社外役員の独立性基準」の各

			基準も満たしております。また、上記のとおり豊富な経験を有する同氏は、当社取締役会においても客観的な立場から積極的に意見を述べる等、活発な議論の実現に寄与しており、実質的にも一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されることから、独立性が確保されていると考えております。
黒田　由貴子	○	黒田氏は、株式会社ピープルフォーカス・コンサルティングの取締役・ファウンダーを兼職しており、当社は2014年度において同社に当社社員研修の一部を委託した実績がございますが、当社ガイドライン別紙「独立社外役員の独立性基準」の(2)に定める水準を超過するものではなく、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載は省略しております。	<当該社外取締役を選任している理由> 黒田氏は、企業経営者としての豊富な経験や、コンサルタントとしての実績に基づく高い見識をもとに、当社の経営に対し有益な助言をいただけるものと期待しており、社外取締役として適任であると考えております。 <独立役員に指定した理由> 同氏は、「上場管理等に関するガイドライン」に定める、独立役員届出に際して参照すべき「企業行動規範の違反に係る判断基準(独立性基準)」の各項目に抵触しておらず、当社ガイドライン別紙「独立社外役員の独立性基準」の各基準も満たしております。また、上記のとおり豊富な経験を有する同氏は、当社取締役会においても客観的な立場から積極的に意見を述べる等、活発な議論の実現に寄与しており、実質的にも一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されることから、独立性が確保されていると考えております

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	―	―	―	―	―	―	―	―
報酬委員会に相当する任意の委員会	役員報酬諮問委員会	6	3	3	0	3	0	社内取締役

補足説明

当社は、役員報酬水準の妥当性および業績評価の透明性を確保する観点から、取締役会の諮問機関である「役員報酬諮問員会」を設置し、取締役の役員報酬制度と業績評価を決定する仕組みを導入しております。社長を委員長とし、代表取締役(社長含め3名)及び社外有識者(社外監査役3名)から構成されております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	6 名
監査役の人数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人及び内部監査部門である内部統制室の間で、それぞれの年間監査計画、監査結果等につき意見交換を行うなど、それぞれの監査の独立性に配慮しつつ、相互に連携を図り監査を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している

社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
松田　博	他の会社の出身者							△						
関根　攻	弁護士										△			
西尾　弘樹	他の会社の出身者							△			○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松田　博	○	松田氏は、当社の主要な借入先及び取引先である中央三井信託銀行株式会社（現 三井住友信託銀行株式会社）の出身（2006年6月まで所属）です。当社は、同社から年間32,970百万円（2014年度実績）を借り入れております。この他に、同社を株主名簿管理人として選任し同事務取扱いを委託していることによる取引関係等がありますが、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載は省略しております。	<当該社外監査役を選任している理由> 松田氏は、金融機関や民間企業の経営に長年携わるとともに、民間企業の常勤監査役を務め、経営全般にわたる広い知識と経験を有していることから、当社の業務執行における適正性確保の観点で、社外監査役として適任であると考えております <独立役員に指定した理由> 松田氏は、当社の主要な借入先及び取引先である中央三井信託銀行株式会社(現　三井住友信託銀行株式会社)の出身ではありますが、同行に所属していたのは2006年6月までであり「上場管理等に関するガイドライン」に定める、独立役員届出に際して参照すべき「東京証券取引所が一般株主と利益相反の生じるおそれがあると判断する場合の判断要素(独立性基準)」には抵触しておりません。また、当社ガイドライン別紙「独立社外役員の独立性基準」においては、当社の主要な借入先及び取引先出身者については、過去3年間に当該出身先に所属していなければ独立性を満たすものとしており、同氏は当該項目を含め本基準全てを満たしております。さらに、上記のとおり豊富な経験を有する同氏は、当社取締役会においても客観的な立場から積極的に意見を述べる等、活発な議論の実現に寄与しており、実質的にも一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されることから、独立性が確保されていると考えています。
			<当該社外監査役を選任している理由> 関根氏は、法的知識並びに法曹界及び他社の社外役員での豊富な経験を有していることから、当社業務執行の適法性を監査する社外

関根　攻	○	関根氏は、当社と取引実績のある長島・大野・常松法律事務所出身（2012年12月まで所属）ですが、当社ガイドライン別紙「独立社外役員の独立性基準」の(2)に定める水準を超過するものではなく、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載は省略しております。	監査役として、適任であると考えております。 〈独立役員に指定した理由〉 同氏は、「上場管理等に関するガイドライン」に定める、独立役員届出に際して参照すべき「企業行動規範の違反に係る判断基準(独立性基準)」の各項目に抵触しておらず、当社ガイドライン別紙「独立社外役員の独立性基準」の各基準も満たしております。また、上記のとおり豊富な経験を有する同氏は、当社取締役会においても客観的な立場から積極的に意見を述べる等、活発な議論の実現に寄与しており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されることから、独立性が確保されていると考えております。
西尾　弘樹	○	西尾氏は、当社の主要な借入先である株式会社三井住友銀行の出身（2008年6月まで及び2009年6月から2011年6月まで所属。また、同社の完全親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループに2008年6月から2011年6月まで所属。）です。当社は、同社から年間64,932百万円（2014年度実績）を借り入れております。また、同氏は室町殖産株式会社及び室町建物株式会社の代表取締役社長を兼職しており、当社は室町建物株式会社の保有・管理する建物を一部賃借しておりますが、当社ガイドライン別紙「独立社外役員の独立性基準」の(2)に定める水準を超過するものではなく、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載は省略しております。	〈当該社外監査役を選任している理由〉 西尾氏は、金融機関や民間企業の経営に長年携わるとともに、民間企業の社外取締役も務め、経営全般にわたる広い知識と経験を有しておられることから、当社の業務執行における適正性確保の観点で、社外監査役として適任であると考えております。 〈独立役員に指定した理由〉 西尾氏は、当社の主要な借入先及び取引先である株式会社三井住友銀行及びその完全親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループの出身ではありますが、いずれも所属していたのは2011年6月までであり、「上場管理等に関するガイドライン」に定める、独立役員届出に際して参照すべき「東京証券取引所が一般株主と利益相反の生じるおそれがあると判断する場合の判断要素(独立性基準)」には抵触しておりません。また、当社ガイドライン別紙「独立社外役員の独立性基準」においては、当社の主要な借入先及び取引先出身者については、過去3年間に当該出身先に所属していなければ独立性を満たすものとしており、同氏は当該項目を含め本基準全てを満たしております。さらに、上記のとおり豊富な経験を有する同氏は、当社取締役会においても客観的な立場から積極的に意見を述べる等、活発な議論の実現に寄与しており、実質的にも一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されることから、独立性が確保されていると考えています。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	5 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、役員報酬水準の妥当性および業績評価の透明性を確保する観点から、取締役会の諮問機関である「役員報酬諮問委員会」を設置し、取締役の役員報酬制度と業績評価を決定する仕組みを導入しております。社長を委員長とし、代表取締役(社長含め3名)及び社外有識者(社外監査役3名)から構成されております。
各取締役への賞与配分額は、全社業績及び担当部門の業績の達成度に応じて変動する仕組みとなっております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役に1億円以上の報酬の者がいないため、個別開示を実施しておりません

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役（社外取締役を除く。）の報酬等の額又は算定方法の決定に関する方針は、次のとおりであります。
取締役（社外取締役を除く。）の報酬は、以下の条件を満たすものとしております。
・経営委任の対価として適切であり、当社グループの成長と業績向上に結びつくものであること
・会社業績、個人業績との連動性を考慮した仕組みであること
・上位職ほど企業の中長期的成長への貢献要素を反映したものであること
・貢献時点でのタイムリーな報酬への反映の観点から、在任時報酬に重点を置くこと
・説明責任を十分に果たすことが可能で、透明性が確保されていること
なお、具体的な内容については、役員報酬諮問委員会での審議を経て、取締役会にて決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

1. 社外取締役のサポート体制
社外取締役に対しては、事務局より取締役会に付議される議案等の内容について事前に説明しております。
2. 社外監査役のサポート体制
社外監査役に対しては、常勤監査役が、監査役会において、経営会議等の社内の重要な会議の内容、往査の結果等、日常的な監査を通じて得られた情報を報告し、情報の共有を行っております。また、取締役会の開催に際しては、予め資料を配付するとともに、常勤監査役より取締役会に付議される議案等の内容について事前に説明しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

1. 現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要
当社は、監査役制度採用会社であり、機関としては取締役会と監査役会を有しております。

2. 取締役会
取締役会においては、当社取締役会規則に基づき、経営に関する重要事項について意思決定するとともに、各取締役の業務執行を監督しております。当連結会計年度は、11回開催しております。また、提出日現在、取締役9名のうち、1名が女性となっております。

3. 社外取締役の役割・機能
取締役会において、独立性の高い社外役員からの意見を受けることにより、経営者の説明責任が果たされ、経営の透明性確保が実現できるものと考えております。また、専門的知見に基づくアドバイスを受けることにより、取締役会における適切な意思決定が可能となるものと考えております。

4. 執行役員制度
経営監督機能と業務執行機能の役割分担の明確化を図るため、執行役員制度を導入しております。2012年4月からは、業務執行取締役に対して執行役員役位を任命し、それぞれの分担を明らかにすることにより、業務執行機能のさらなる明確化を図りました。これにより、経営の意思決定のスピードアップを図り、各部門の業務を円滑かつ迅速に遂行し、経営体制の一層の強化・充実に努めております。

5. 経営会議の設置
取締役会に付議すべき事項のうち事前審議を要する事項及び業務執行に関する重要事項を審議するための機関として「経営会議」を設置し、適正かつ効率的な意思決定が可能な体制を構築しております。2014年度は、24回開催しております。また、経営会議は、取締役、執行役員及び社長の指名する者をもって構成されており、同会議には監査役が出席し、必要なときには意見を述べることができることとしております。

6. 役員報酬諮問委員会
当社は、役員報酬水準の妥当性および業績評価の透明性を確保する観点から、取締役会の諮問機関である「役員報酬諮問委員会」を設置し、取締役の役員報酬制度と業績評価を決定する仕組みを導入しております。社長を委員長とし、代表取締役(社長含め3名)及び社外有識者(社外監査役3名)から構成されております。

7. 内部監査及び監査役監査の状況
社内組織として「内部統制室」を設置し、12名の人員にて、予め経営会議で審議し策定した年間監査計画に基づき、関係会社を含む当社グループの会計及び業務の監査を実施するとともに、結果について経営会議に報告しております。
監査役は、取締役会のみならず、社内の重要な諸会議に出席し、社長等との間で定期的に意見交換を行う場を持つとともに、業務執行取締役の決裁書及び重要な議事録の回付を受け、確認しております。
また、監査役、会計監査人及び内部統制室の間で、それぞれの年間監査計画、監査結果等につき意見交換を行うなど、それぞれの監査の独立性に配慮しつつ、相互に連携を図り監査を実施しております。監査役監査には、必要に応じ、社外監査役が同席し、広い知識と豊富な経験に基づいた発言を行っております。(監査役 松田博氏及び西尾弘樹氏は、長年にわたり金融機関での実務から経営に至るまで幅広い経験を重ねてきており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。)
なお、当社監査役は、関係会社に対して、必要に応じて内部統制室や各社監査役による監査結果を踏まえた監査、各社監査役との情報交換等も実施しています。

8. 監査役の機能強化に向けた取組状況
監査役は、取締役会のみならず、社内の重要な諸会議に出席し、社長等との間で定期的に意見交換を行う場を持つとともに、業務執行取締役の決裁書及び重要な議事録の回付を受け、確認しております。
また、監査役は、会計監査人との間及び内部統制室との間で、それぞれの年間監査計画、監査結果等につき意見交換を行うなど、相互に連携を図り監査を実施しております。監査役監査には、必要に応じ、社外監査役が同席し、広い知識と豊富な経験に基づいた発言を行っております。(監査役 松田博氏及び西尾弘樹氏は、長年にわたり金融機関での実務から経営に至るまで幅広い経験を重ねてきており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。)なお、当社監査役は、関係会社に対して、必要に応じて内部統制室や各社監査役による監査結果を踏まえた監査、各社監査役との情報交換等も実施しています。
この他、監査役の職務を補助するために、監査役直属の法務・経理等の専門知識を有する専任の社員を置いております。

9. 会計監査の状況
当社は、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。
当社の会計監査業務を執行している公認会計士は、次のとおりです。
中村雅一
狩野茂行
杉本義浩
植木貴幸

10. 各種委員会の設置
当社は、コーポレートガバナンスの強化に資するため、各種委員会を設置しております。
(1)CSR委員会
当社は、ステークホルダーとの対話や、経済軸と環境軸・社会軸が結びついた社会的課題に対する事業を通じた貢献により、企業価値の向上を図り、社会と当社グループの持続可能な成長・発展を目指しております。CSR委員会(委員長:代表取締役社長)では、そのための方針・戦略・計画を審議の上、経営会議の承認を得ております。当連結会計年度は2回開催しております。
(2)リスク・コンプライアンス委員会
リスク管理と法令・ルール遵守に関する個別方針・戦略・計画の立案のため、CSR委員会の個別委員会としてリスク・コンプライアンス委員会(委員長:リスク・コンプライアンス委員会担当取締役)を設置しております。同委員会では、「三井化学グループリスク管理システム」の下、当社グループ各社・各部門毎の年度目標の中で、重点リスクを洗い出し、分析し、対策をとる等、リスクに関するPDCAを着実に実施することでリスクの早期発見及び顕在化の未然防止に努めております。当連結会計年度は2回開催しております。なお、本委員会にて決定された重要な方針・戦略・計画等については経営会議に報告されます。
(3)レスポンシブル・ケア委員会
化学物質の開発から製造、物流、使用、最終消費を経て廃棄に至る全ライフサイクルにわたって、環境、保安防災、化学品安全、労働安全、労働衛生及び品質の確保(以下RC活動)のため、CSR委員会の個別委員会としてレスポンシブル・ケア委員会(委員長:レスポンシブル・ケア委員会担当取締役)を設置しています。同委員会では、RC活動に関する方針・戦略・計画の立案・活動実績の評価等を行っております。当連結会計年度は3回開催されております。なお、本委員会にて立案された重要な方針・戦略・計画等については経営会議で承認されます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、独立性の高い社外取締役を複数名選任して取締役会を構成するとともに、監査役会と社長等が定期的に情報を交換できる体制(「2－7. 内部監査及び監査役監査の状況」ご参照)を整えております。前者により、社外の視点を取り入れた適正な意思決定や業務執行に対する監督が担保され、後者により、適法性及び妥当性の両面から適正な監督が担保されると考えております。
また、法定の機関とは別に、取締役会の事前審議の場として経営会議(「2－5. 経営会議の設置」ご参照)を定期的に開催する体制を整えております。これにより、取締役会における適切かつ効率的な意思決定が担保されると考えております。
以上を理由として、当社では現状のガバナンス体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会日の22日前に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	平成27年3月期（第18期）の定時株主総会は6月24日に開催しました。
電磁的方法による議決権の行使	第13期総会（2010年6月24日開催）より採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	第13期総会（2010年6月24日開催）より議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知（要約）の英文での提供	英文招集通知（要約）をホームページ等に掲載しております。
その他	平成27年3月期（第18期）の定時株主総会の招集ご通知につきましては、発送日(6/2)よりも前(5/29)にホームページにて情報開示しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	首都圏や主要都市を中心に、年に数回、個人投資家向け説明会を開催しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年度決算および第2四半期決算発表後に、経営概況説明会を実施しております。また、各四半期決算発表当日には、ネットコンファレンスを実施しております。加えて、年に数回、国内外の施設見学会及び事業戦略に関する説明会等のIRイベントも開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	北米、欧州、アジアの機関投資家を年に各1回訪問し、中期経営計画の戦略等の説明および意見交換を実施しております。 また、年に数回、証券会社主催のコンファレンスにも参加しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信・業績予想修正等の適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書、アニュアルレポート、アナリスト・機関投資家向け資料、コーポレート・ガバナンスの状況及び株主総会招集通知を掲載しております。また、投資家向けに社長メッセージ動画を掲載しております。（詳細は、http://jp.mitsuichem.com/ir/index.htmをご参照願います。）	
IRに関する部署（担当者）の設置	IRに関する専門部署として、コーポレートコミュニケーション部にIRグループを設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、従来から環境保全・安全・品質の確保、地域貢献活動、法令・ルール遵守の徹底などステークホルダーの皆様からの期待に応えるよう様々なCSR諸活動に取り組んでいます。こうしたCSR活動の方針や方向性は、社長を委員長とする「CSR委員会」において審議の上決定しています。 一方、CSRを積極的に取り組むにあたり、全社でベクトルを合わせ、「社員一人ひとりが何を大切に考え、行動するか」を明確にするため、2006年に「三井化学グループ行動指針」を制定しております。また、2012年には当社の「企業理念」「行動指針」を貫く基本的な考え方として、Challenge, Diversity, One Teamをコアバリューとして制定しました。 これらをもとに、「三井化学グループらしいCSR」として、様々なステークホルダーの皆様の信頼を一層高め、当社グループの企業理念である「地球環境との調和の中で、材料・物質の革新

	と創出を通して高品質の製品とサービスを顧客に提供し、もって広く社会に貢献する。」を念頭に、社会と企業の持続的可能性の実現を目指してまいります。 　なお、CSR活動の詳細な内容は、当社ホームページの「CSR（環境・社会）」に掲載しております。また、あわせて当社グループの特徴的な取組みなどをご紹介する冊子「CSR Communication 2015」を発行して（9月発行予定）、ステークホルダーの皆様との対話に一層努めてまいります。（詳細は　http://jp.mitsuichem.com/csr/index.htmをご参照願います。）
その他	【女性登用の推進について】 当社は、コアバリューにDiversity(多様性の尊重)を掲げ、女性の働く環境整備、能力開発支援を推進し、また、社外からの採用も含めて、適材・適所の考え方で女性登用に積極的に取り組んでおります。 課長以上の女性管理職比率については、現状は1．8%のところ、2017年には5%とすることを目指しております。(なお、管理職に占める女性の割合については、上場企業の平均が4．9%である一方、当社では5．4%であります。) 特に女性管理職のうち、5名が部長職(うち1名は理事)に登用されております。 また、役員についても2006年以降は社外取締役2名のうち1名が女性となっております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1．当社及び子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
（1)当社及び子会社において、業務執行を行う取締役は、各社の取締役会規則に従い、重要な業務執行については、取締役会の承認を求めるほか、業務執行に際して認識した、法令・定款違反及び重大な損害が発生したこと又は発生する可能性、自己の行った重要な業務執行その他業務執行に係る重要な事実を取締役会における報告その他の方法により取締役・監査役に報告する。
（2)当社において、取締役会に付議すべき事項のうち事前審議を要する事項及び業務執行に関する重要事項を審議するための機関として「経営会議」を設置し、適正かつ効率的な意思決定が可能な体制を構築する。同会議には監査役が出席し、必要なときには意見を述べることができることとする。
（3)当社において、社内組織として内部統制室を設置し、予め経営会議で審議し策定した年間監査計画に基づき、当社及び子会社の会計及び業務における法令遵守状況等の監査を実施するとともに、結果について経営会議に報告する。
（4)当社及び子会社の社員を対象とした法令・ルール遵守教育を、E－ラーニングや階層別研修等の方法により実施する。
（5)当社及び子会社の社員が業務を遂行する上で法令・ルール遵守の観点から特に注意を払わなければならない事項について、ポイントをまとめたガイドブックを作成して当社及び子会社社員に配布・周知し、法令・ルール遵守の徹底を図る。
（6)当社及び子会社は、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たず、かつ不当要求等の介入に対しては、警察等外部専門機関との緊密な連携のもと、関係部署が連携・協力して組織的に対応し、利益の供与は絶対に行わないものとし、反社会的勢力への対応につきマニュアル等にてその方針を明確化して周知・徹底を図る。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社において、取締役の職務執行に係る情報については、「取締役会規則」その他の社則に従い、文書又は電磁的記録により作成・保存・管理するものとし、これにより取締役の職務執行に係る情報へのアクセスを確保する。

3．当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
（1)リスクを早期に発見し、リスク顕在化を未然に防止するために、「三井化学グループリスク管理システム」に従い、社長を最高責任者とするライン業務においてリスク管理に関するPDCAを着実に実施し、日常的に当社及び子会社におけるリスクの未然防止を確実に行える体制をとる。また、当社「リスク管理規則」に基づき、当社及び子会社のリスク管理方針等を審議し、リスク管理システムを維持、運営するため、当社において、担当役員を委員長とする「リスク・コンプライアンス委員会」を設置する。
（2)リスクの顕在化により、当社及び子会社に重大な影響を及ぼす可能性のある危機が発生した場合に備え、予め想定される危機に対して迅速かつ的確な対応を図るための体制を整え、顧客に対して供給責任を果たせるよう、当社及び主要な子会社において適切な事業継続計画（BCP）を策定する。
（3)当社及び主要な子会社において、各社がそれぞれのリスク状況について分析を行うとともに、子会社については、当社の所管部門がその報告を受けて対応の進捗管理を行うこととし、また、内部統制室による監査の対象とする。
（4)当社及び子会社に重大な影響を及ぼす案件が発生した場合には、当社においては「危機管理規則」に基づき、社長又は社長が任命する者を本部長とする対策本部を速やかに設置し、その指示のもと、関係部署が連携・協力して、人身の安全、損害の最小化等に向けた施策を迅速・的確に実施する。また、子会社においても、当社「危機管理規則」又は各社の規則に基づき、当社との連携も含め、適切な対応を行う。
（5)当社及び子会社の社員や仕入先・工場協力会社等の取引先が、リスク情報の報告・相談窓口である「リスクホットライン」への通報を行える体制を整える。当社社員(子会社への出向者を含む)を対象に定期的に実施するリスク管理教育や、社内のネットワークシステムや公式HPへの掲載を通じてリスクホットラインの存在及び活用を周知徹底する。

4．当社及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
（1)当社及び子会社において、取締役会規則その他の社則に基づく職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に取締役の職務の執行が行われる体制をとり、取締役会では経営に関する重要事項について意思決定するとともに、各取締役の業務執行を監督する。
（2)当社において、経営監督機能と業務執行機能の役割分担の明確化を図るため、執行役員制度を導入する。この体制において取締役会は、経営監督機能と全社戦略の策定機能をもつので、事業運営実態との乖離を招かないよう、業務執行取締役を置く。
（3)当社「決裁規則」その他の社則により、子会社に関する事項についての当社及び子会社の権限分配及び意思決定手続を明確化する。

5．子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
（1)当社及び子会社の健全かつ円滑な運営のため、当社「関係会社管理規則」その他の社則により、事前に子会社が当社の承認を要する事項及びその他の事項に関する意思決定手続等を明確にする。また、主要な子会社にも関係会社管理規則等の内容を踏まえた社則を整備させ、当該整備状況を、内部統制室による監査の対象とする。
（2)子会社ごとにその運営管理を担当する部署（所管部門）を定める。所管部門は、当該子会社の管理を適切に行うために、当社の経営方針及び所管部門の経営戦略の周知・徹底、当該子会社の経営状況の把握等を行う。
（3)主要な子会社には監査役を派遣し、派遣された監査役が監査を実施するとともに、当社の内部統制室が定期的に監査を実施し、法令遵守、リスク管理及びその他の業務処理が適正に行われていることを確認する。当社の監査役はこれらの結果を踏まえ、必要に応じて自ら調査を行う。

6．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
当社において、監査役の職務を補助するために、監査役直属の法務・経理等の専門知識を有する専任の社員を置く。

7．監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性に関する事項
当社において、監査役の職務を補助する社員は、監査役の指揮命令下で職務を遂行する。当該社員の配置・異動・人事評価にあたって監査役の意思が反映される体制をとる。

8．当社及び子会社の取締役及び使用人等が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
（1)当社及び子会社の取締役及び社員は、監査役監査規則その他の社則に従い、当社監査役が報告を要請した事項、内部監査部門が行った内部監査の結果、重要なリスク情報、当社グループに重大な影響を及ぼす可能性のある危機情報等を当社監査役に報告する。また、リスクホットラインを通じて当社及び子会社の社員や仕入先・工場協力会社等の取引先より報告された情報についても即時又は適宜当社監査役に報告される。
（2)当社において、監査役は、会計監査人より年間監査計画の説明を受け、確認を行うとともに、監査結果の報告を受ける。

（3)子会社における監査役の監査結果は必要に応じて、当社の監査役に報告される。また、当社の監査役と子会社の監査役との間で必要に応じて情報交換を行う。

9. 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社においては、監査役への報告を行った者に対し、当該報告を理由として不利益な取扱い（解雇、降格、減給、配置転換その他の人事処分のほか、あらゆる報復措置等を含む。）を行わないこととし、子会社にも同様の取扱いをさせる。

10. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
（1)当社において、監査役は、取締役会及び社内の重要な諸会議に出席する。また、社長等との間で定期的に意見交換を行う場を持つ。
（2)当社において、監査役は、業務執行取締役の決裁書及び重要な諸会議の議事録の回付を受け、確認する。
（3)当社において、監査役は、会計監査人との間及び内部統制室との間で、それぞれの年間監査計画、監査結果等につき意見交換を行うなどそれぞれの監査の独立性に配慮しつつ、相互に連携を図り監査を実施する。

（注）上記1、3、4、5、8及び9の各体制については、子会社のみならず、可能かつ適切な範囲で持分法適用関連会社にも準用します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は、2006年2月に「三井化学グループ行動指針」を制定し、その1番目に「いかなる利益の追求よりも、法令・ルールの遵守を優先する」ことを規定しています。
また、企業存続の大前提である法令・ルール遵守の観点から、社員が業務を遂行する上で特に注意を払わなければならない事項についてポイントをまとめた「コンプライアンスガイドブック」を作成し、当社の全社員に配布しています。
この「コンプライアンスガイドブック」において、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないことを掲げ、反社会的勢力から接触があった場合の対応及び総務担当部署への相談について記載しています。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況
（1）対応統括部署の設置
総務担当部署を対応統括部署とし、反社会的勢力との関係を遮断するための取組みを支援しています。
（2）外部専門機関との連携
上記対応統括部署において、弁護士や警察などの外部専門機関との間で、平素から意思疎通を行い、緊密な連携関係を構築しています。
（3）反社会的勢力に関する情報の収集・管理
上記対応統括部署において、弁護士、警察などの外部専門機関や他企業との間で定期的に反社会的勢力に関する情報の交換を行い、収集した情報を一元的に管理・蓄積しています。また、この情報は、適宜関係する部署へ周知し、注意喚起を行っています。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり

該当項目に関する補足説明

（1）基本方針の内容の概要
当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。
当社は、当社株式について大量買付がなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合、これに応じるべきか否かの判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。
しかしながら、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大量買付行為又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと考えております。

（2）当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの概要
当社は、「絶えず革新による成長を追求し、グローバルに存在感のある化学企業グループ」を「目指すべき企業グループ像」として、次に掲げる当社の企業価値の源泉を基に、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図っております。
1)新技術、新製品を生み出す研究開発力
2)グローバルな生産、販売体制とマーケティング力
3)社外ステークホルダーとの信頼関係
4)高度な専門性とチャレンジ精神を有する多様な人材
また、当社は、2014年度中期経営計画を策定し、企業価値ひいては株主共同の利益のさらなる向上に努めております。その中で、当社グループの将来像を設定し、経済軸と環境軸・社会軸が結びついた社会課題解決への取り組みにより、事業活動を通じた社会貢献を目指します。
成長事業である「モビリティ」、「ヘルスケア」及び「フード＆パッケージング」領域における集中的な拡大、新事業・新製品の創出を推進するとともに、石化・基礎化学品を中心とした「基盤素材」を事業・技術を確保しながら展開いたします。
2014年度を初年度とする3年間では、次の方針で取り組んでおります。
■大型市況製品の再構築の確実な実行により、収益力の回復を図る。
■2011年度中期経営計画で具体化、実行した成長投資を確実に収益拡大へ繋げる。
■事業ポートフォリオ変革に向け、経営資源をモビリティ、ヘルスケア及びフード＆パッケージング領域に集中する。
■新事業・新製品創出を加速する。
■財務体質の改善・強化を図る。
さらに、企業としての社会的責任を全うし、広く社会からの信頼を確保していくために、コーポレート・ガバナンスの充実は最も重要な課題と認識しており、社外取締役の選任（社外取締役2名すべてを独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。）、監査役機能の重視、内部統制システムの構築・推進、リスク・コンプライアンス委員会活動の強化などの諸施策を推進しております。また、ステークホルダーからの信頼を一層高めるため、環境・安全・品質の確保、社会貢献活動、法令・ルール遵守の徹底等のCSR活動の更なる充実・強化に努めております。

（3）基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要
当社は、2013年5月10日開催の当社取締役会及び2013年6月25日開催の当社第16期定時株主総会の各決議に基づき、2010年6月24日に更新した「当社株券等の大量買付行為に関する対応策」（買収防衛策）の内容を一部改定した上で更新いたしました（以下、改定後の買収防衛策を「本プラン」といいます。）。
本プランの具体的な内容の概要は以下のとおりです。
1)本プランの目的
本プランは、当社株式に対する大量買付が行われた際に、かかる大量買付に応じるべきか否かを株主が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、株主のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する買付行為を抑止するためのものです。
2)対象となる買付等
本プランは、次の(a)又は(b)に該当する買付若しくはこれに類似する行為又はこれらの提案（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途認めたものを除くものとします。以下「買付等」と総称し、買付等を行う買付者又は買付提案者を「買付者等」と総称します。）を適用対象とします。買付者等は、予め本プランに定められる手続に従うものとし、当社取締役会において新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議が行われるまでの間、買付等を実行してはならないものとします。
(a) 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付けその他の取得
(b) 当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け
3)本プランの発動に係る手続及び発動要件等
上記に定める買付等を行う買付者等は、買付等の実行に先立ち、当社に対して、買付等の内容の検討に必要な所定の情報（以下「本必要情報」といいます。）及び当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を提出していただきます。
なお、当社経営陣から独立した者のみで構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。
独立委員会は、買付者等から買付説明書及び本必要情報が提出された場合、当社取締役会に対しても、独立委員会が定める合理的な期間内（原則として60日以内とします。）に買付者等の買付等の内容に対する意見、その根拠資料及び代替案等の提示を要求することがあります。
独立委員会は、買付者等及び当社取締役会から情報、資料等の提供を受けてから原則として最長60日間の検討期間（ただし、一定の場合には原則として30日を上限として延長を行うことができます。）を設定し、買付等の内容の検討、当社取締役会による代替案の検討、買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討、買付者等との協議・交渉等を行います。
独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続を遵守しなかった場合、又は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合等所定の要件のいずれかに該当し、かつ、本新株予約権（下記4)に定義されます。以下同じ。）の無償割当てを実施することが相当である場合には、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。なお、独立委員会は、予め当該実施に関して株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

他方、独立委員会は、買付者等による買付等が所定の要件のいずれにも該当しないと判断した場合、又は当社取締役会が独立委員会の要求にかかわらず上記に規定する意見又は独立委員会が要求する情報、資料等を所定期間内に提示しなかった場合には、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告します。

当社取締役会は、独立委員会から上記勧告を受けた場合には、これを最大限尊重して速やかに、本新株予約権無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行います。ただし、独立委員会が当該実施に関して株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合又は株主総会の開催に要する時間等を勘案したうえ、取締役会が善管注意義務に照らし、株主の意思を確認することが適切と判断する場合には、当社取締役会は、株主総会を招集し、株主の意思を確認することができるものとします。

4)本新株予約権の概要

本プランにおいて無償割当てを行う新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）は、割当期日における当社以外の当社の株主に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、割り当てられます。本新株予約権の目的である株式は、原則として当社普通株式1株とします。本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で、当社取締役会が別途定める価額とします。

買付者等所定の要件に該当する者（以下「特定買付者等」と総称します。）は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、当社は、特定買付者等以外の者が有する本新株予約権の全てを取得し、これと引換えに当社株式を交付することができます。

5)本プランの有効期間

本プランの有効期間は、2016年3月期の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までです。ただし、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会又は取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

（4）上記各取組みに対する取締役会の判断及びその理由

1)基本方針の実現に資する特別な取組み（上記（2）の取組み）

2014年度中期経営計画に基づく戦略、コーポレート・ガバナンスの充実等の各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保し、向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに当社の基本方針に資するものです。したがって、これらの各施策は基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

2)基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記（3）の取組み）

以下の理由から、本プランは基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

(a) 経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を完全に充足していること。また、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえて運用できるよう設計されていること

(b) 当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入・更新されたものであること

(c) 株主総会において株主の承認を得て更新されたものであること、発動に際して一定の場合に株主の意思を確認することとされていること、有効期間の満了前であっても株主総会において本プランを廃止することができること等、株主の意思を重視するものであること

(d) 当社の業務執行を行う経営陣から独立した独立委員会の客観的な判断を最大限に尊重して対抗措置の発動・不発動を決定すること

(e) 合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動しないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されていること

(f) 独立した第三者の助言を得ることにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みが確保されていること

(g) 当社取締役の任期は1年とされており、毎年の取締役の選任を通じて株主の意向を反映させることが可能であること

(h) デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）でも、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもないこと

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. 模式図

別添のとおり

2. 適時開示体制の概要

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

（1）総務・法務部長を「情報取扱責任者」に指名し、会社情報の種類に応じて次の体制で適時開示を行っております。

1)決定事実

a. 各部長は、決定事実となる可能性のある情報を、事前に総務・法務部長へ連絡する。

b. 総務・法務部長は、決定事実に該当する事項につき、総務・法務部担当取締役及び社長の内容確認を経た上で、「取締役会規則」の定めに従って、取締役会に議案を上程する。

c. 総務・法務部長は、上記事項につき取締役会の決議後速やかに適時開示を行う。

また、子会社における決定事実であって、当社による適時開示の対象となる情報については、当該子会社を所管する各部長を通じて総務・法務部長が事前連絡を受け、同社の機関決定後速やかに適時開示を行う。

2)発生事実

a. 各部長は、発生事実に該当する可能性のある情報（子会社に係るものを含む。）を得た場合、「リスク管理規則」（事故・事件発生の未然防止対策を規定）、「危機管理規則」（事故・事件発生後の緊急対策を規定）、「インサイダー取引管理規則」（インサイダー情報の管理基準を規定）等の社則の定めに従って、社長、総務・法務部担当取締役、総務・法務部長その他に速やかに連絡する。

b. 総務・法務部長は、連絡を受けた情報のうち発生事実に該当するものについて、速やかに総務・法務部担当取締役及び社長に報告の上、適時開示を行う。

3)決算情報

a. 経理部長は、決算情報（業績予想の修正を含む。）を起案し、経理部担当取締役及び社長による内容確認を経た上で総務・法務部長へ連絡する。

b. 総務・法務部長は、「取締役会規則」の定めに従って、取締役会に議案を上程する。

c. 総務・法務部長は、取締役会の決議後速やかに適時開示を行う。

（2）なお、東京証券取引所への適時開示と同時に、報道機関に対しても、コーポレート・コミュニケーション部長が資料配布や記者会見等により会社情報を公表しております。

コーポレート・ガバナンス体制

